議第73号

呉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について 呉市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市手数料条例の一部を改正する条例

呉市手数料条例(平成12年呉市条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に,下線及び 太枠で示すように改正する。

	以上刊		
別表	第1 (第2条関係)		
	一般関係		
	手数料を徴収する事務	手数料の額	
		単位	金額
	1~9 略		
	10 個人番号カード	1 件	8 0 0
	の再交付	につ	円
		き	
	11 通知カードの再	1 件	5 0 0
	交付	につ	円
		き	

改正前

備考 この表<u>第36項</u>に規定する手数 料の額の単位は,各種図面等の種別 ごとに,筆ごとの成果等の交付にあ っては1筆を,各種基準点ごとの成 果等の交付にあっては1点又は1路 線をもって1件とする。

別表第1 (第2条関係)

一般関係

手数料を徴収する事務	手数料の額			
	単位	金額		
1~9 略				
10 個人番号カード	1 件	8 0 0		
の再交付	につ	円		
	き			
<u>11~39</u> 略				

改正後

備考 この表第35項に規定する手数料の額の単位は、各種図面等の種別ごとに、筆ごとの成果等の交付にあっては1筆を、各種基準点ごとの成果等の交付にあっては1年を、各種基準点ごとの成果等の交付にあっては1点又は1路線をもって1件とする。

付 則

 $12 \sim 40$ 略

この条例は,公布の日から施行する。

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一 部改正に伴い, 所要の規定の整備をするため, この条例案を提出する。